## 公的統計の整備に関する基本的な計画(抜粋)

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策 「第2公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

項目	具体的な措置 、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整 合性及び国際比較 可能性の確保・向 上に関する事項 (1) 国民経済計算 の整備と一次統計 等との連携強化関す る諸課題 エ 四半期推計に 関する諸課題	○ 内閣府等と協力し、四半 期推計の精度向上に資する よう家計消費状況調査の調 査項目を拡充し、単身世帯 も含め、十分な調査世帯標 本数を確保することを検討 する。	総務省	平成 25 年度までに結論を得る。
3 社会的・政策的 なニーズの変化に 応じた統計の整備 に関する事項 (3) 暮らし方統計 の整備	○ 家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況のより的確な把握について検討する。	総務省	平成 23 年中に結論を得る。
	○ 全国単身世帯収支実態 調査におけるモニター方式 の調査結果等を分析した上 で、家計収支に関する調査 におけるモニター方式の採 用に関して検討する。	総務省	平成 25 年中に結論を得る。